

平成23年1月24日

豊能町 町長 池田 勇夫 様

とよの町民会議 代表 新原 章弘
豊能町光風台1丁目13-5

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の適用についての提案

謹啓

厳寒の候、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

町の行財政再建につきましては日夜ご精励いただき御礼申し上げます。

さて、財政再建策の一環として、行政および議会交通特別委員会にての継続的なご審議をいただいた上での巡回バス見直し案が提示されておりますが、私たちは、豊能町巡回バスの見直しに際しては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年5月25日法律第59号）（以下「活性化法」という）の精神に副って、最適な地域公共交通のあり方を策定し、「計画策定」及び「社会実験」の為の費用には国庫補助金等を受けて推進されることを「活性化法」第七条の定めに基づいて次の通り提案いたします。

交通特別委員会においての過去5回の会議録には、「活性化法」活用に関して審議された経過の記載は全く存在しませんが、同法についての認識はあるのでしょうか。

1. 国庫補助金の活用について

「活性化法」の施行に伴い「地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領」「同 再生総合事業費補助金交付要綱」で補助金の交付が定められています。

(1) 「地域公共交通総合連携計画策定」については、補助金の交付が受けられることになっています。

※ 補助率 定額（上限額2,000万円、原則1年間）

※ 地域公共交通総合連携計画策定に関する調査等に要する経費

- ・ 現況交通実態調査に要する調査費
- ・ ニーズ把握調査等計画策定に要する調査費
- ・ 計画策定に要する事務費等

◎ この補助金を受けて、実態調査等と共に「第4次豊能町総合計画等の町おこし計画」や「第2次豊能町地域福祉計画等」「第4期豊能町高齢者福祉計画等」などとの関連性を十分に勘案・検証する等「活性化法」の基本方針に副って、活力あるまちづくり（住みたいまちナンバーワン）に「最適な地域公共交通のあり方」について総合的な検討を行い、住民の納得が得られる抜本的な計画を策定して下さい。

◎ 巡回バスの見直し案について、私達はパブリック・コメント（「PC」）で意見を提出しておりますので、地域連携等も含めて、地域の多様な関係者の意見を取り入れて総合的に検討する法定協議会を設置し、「地域公共交通総合連携計画」作成のために十分な検討をして下さい。

※ 巡回バスを箕面森町に停車させることは、町民が、箕面森町から路線バスを乗り継いで千里中央方面に移動するための手段の確保であり、反対に、その路線バスを利用して箕面市などの方々も、「シートス」「図書館」「ユーベルホール」「オアシス等の商業施設」「医療機関」「能勢電車」等を利用するために移動して来ることとなりますので、巡回バスと路線バス・電車等との連携が不可欠となります。

◎ この連携・乗り継ぎの円滑化については「活性化法」第五節の定めに副って検討して下さい。また、光風台駅のエスカレーターについても、この乗り継ぎ円滑化事業のなかで検討してください。

(2) 「地域公共交通活性化・再生総合事業」（社会実験）の実証運行等の費用にも、国庫補助が受けられることになっています。

※ 補助率 1/2（最大3年間）

※ 実証運行に要する経費

- ・ バス等の待合環境の整備費
- ・ 車両購入・車両等関連施設整備・バスロケーションシステム整備等に要する経費
- ・ デマンドシステム導入に要する経費
- ・ スクールバス・福祉バス等の活用

◎ この補助金を受けて、各種の実証実験・調査を実施し、最低の費用で最大の効果が発揮され、かつ永続的に運行できる地域公共交通システムを確立して下さい。

2, 「協議会」の設置について

「活性化法」第六条の定めに副って、「協議会」を設置して下さい。

◎ 「豊能町地域公共交通会議」が設置されておりますが、この組織を、この法定協議会に変更することも可能ではないでしょうか。

以上の通り提案を致しますので、宜しく御検討のうえ御採用賜りますようお願い申し上げます。

なお、本提案書の写しを豊能町議会議員各位にもお届けする予定です。

謹白